

1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保 14

生産段階での食品の安全性の確保

- (1) 安全・安心な農産物の生産、供給 14
- ① 農薬・化学肥料の適正使用の徹底
 - ② 農業生産工程管理（GAP）の取組の推進
- (2) 安全・安心な畜産物の生産、供給 16
- ① 動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底
 - ② 家畜伝染病対策の実施
- (3) 安全・安心な水産物の生産、供給 18
- ① 水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進
 - ② 貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施
- (4) トレーサビリティ制度の取組の促進 19
- ① 牛トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導
 - ② 米トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導
- (5) 環境への配慮 21
- ① 環境保全型農業の推進
 - ② 養殖漁場における環境保全の推進

製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保

- (6) 食品関連事業者等における自主管理の推進 22
- (7) 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備 24
- (8) 食品等の安全性の確保に向けた調査研究の推進 29

消費段階での食品の安全性の確保

- (9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応 30

2 食品等に対する県民の信頼の確保	31
(1) 適正な食品表示の推進	31
① 食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進	
② 監視・指導、検査体制の整備	
(2) 原産地に関する情報提供の充実	34
(3) 自主回収の報告制度	36
(4) 食の安全・安心に関する情報の発信と共有	38
① 情報の収集と提供	
② リスクコミュニケーションの推進	
③ 食の安全・安心の確保を担う人材の育成	
(5) 食育の推進を通じた取組	41
(6) 地産地消の推進を通じた取組	43
3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等	45
(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備	45
(2) 県民意見の反映	47
① 県民からの施策の提案制度	
② 佐賀県食品安全推進会議の設置・運営	
(3) 国、地方公共団体、関係団体等との連携	48

1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保

（生産者及び食品関連事業者の取組等）

第19条 生産者は、農林水産物の安全性を確保するため、関係法令を遵守して農林水産物の生産を行うことはもとより、自主的な生産工程の管理に関し、各工程において管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

3 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、農林水産物の生産又は食品等の供給に係る活動に関する記録の作成及び保存に努めるものとする。

4 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めるものとする。

（監視及び検査体制の整備）

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

（自主的な活動への支援）

第15条 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が自主的に行う食の安全・安心の確保に関する活動を促進するため、助言その他必要な支援を講ずるものとする。

生産段階での食品の安全性の確保

(1) 安全・安心な農産物の生産、供給

【園芸課、農産課、林業課】

消費者に信頼される安全・安心な農産物を生産・供給するため、農薬や化学肥料の適正使用を徹底するとともに、農業生産工程管理（GAP※）の取組を推進します。

① 農薬・化学肥料の適正使用の徹底

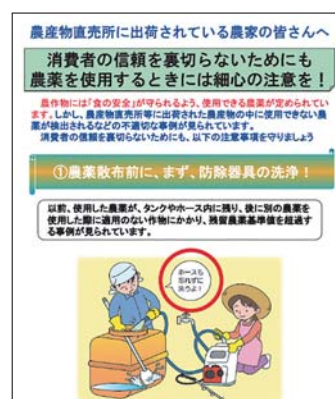
○ 現状と課題

- ・ 農薬取締法※に基づき、農薬販売者や農業者等への立入調査を実施し、農薬の保管・適正販売及び適正使用の指導を行っています。
- ・ 肥料取締法※に基づき、肥料の登録、届出等の審査や立入検査を実施し、適正な肥料生産、販売がなされるよう指導しています。
- ・ 農薬が適切に使用されているかを確認するための農薬分析調査を実施し、その結果に基づき、農家に対する農薬の適正使用の徹底に取り組んでいます。
- ・ 農産物の生産段階における安全性を確保するため、農薬や化学肥料が適正に使用されるよう、市町や農業団体等と一体となって生産者に対する指導、啓発、情報提供を行っています。

- ・また、市町、農協等の指導者を対象に、農薬や肥料の適正使用の徹底を図るための研修会を開催するなどして、指導者の資質の向上に努めています。
- ・これまでの取組により、農家の農薬や肥料の適正使用に対する意識が高まってきており、今後とも継続した取組が必要です。



<農薬適正使用研修会の開催>



<農薬適正使用パンフレットの配布>

○ 取組の方向

- ・引き続き、研修会や情報提供等を通して、農薬や肥料の適正使用の啓発及び指導を徹底していきます。

事業名：農薬危害防止対策事業、肥料検査指導事業、農薬安全使用推進活動事業

② 農業生産工程管理（GAP）の取組の推進

○ 現状と課題

- ・農業者による栽培履歴の記帳や農薬の適正使用を徹底するとともに、播種から収穫、出荷までのそれぞれの工程で安全性などをチェックするGAP（農業生産工程管理）の取組を推進しています。
- ・今後ともGAPの取組を推進し、生産・出荷段階におけるリスクの低減を図ることで、県産農産物の消費者への信頼をより一層確保していく必要があります。

○ 取組の方向

- ・GAPの取組拡大に向けた啓発活動に取り組みます。
- ・生産組織単位（JAの各部会等）でのGAPの取組拡大に取り組みます。

事業名：GAP普及啓発推進事業

参考となる主な指標

- ・農薬適正使用研修会（指導者対象）参加者数 459人（平成29年度（2017年度） 延べ人数）
- ・GAPに取り組む組織の割合（生産部会等） 21%（平成30年（2018年）3月）

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産・供給するため、動物用医薬品※、飼料及び飼料添加物※の適正使用とその使用履歴の記帳や、家畜伝染病対策を推進します。

① 動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底

○ 現状と課題

- ・消費者へ安全・安心な畜産物を安定供給するためには、家畜の適正な飼養管理はもとより、動物用医薬品のほか、飼料及び飼料添加物の適正使用を行う必要があります。
- ・県では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律※に基づき、各家畜保健衛生所の職員を「薬事監視員」として配置し、動物用医薬品販売業者や畜産農家等に対して立入調査を実施するとともに、動物用医薬品の保管や適正販売、適正使用の指導を実施しています。
- ・また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律※に基づき、畜産農家に対し給与した飼料及び飼料添加物の使用履歴の記帳の徹底を指導しています。
- ・こうした取組を進めてきた中で、県内では、近年、動物用医薬品や飼料、飼料添加物の使用において、不適正な事例は確認されていません。



<立入調査・指導>

○ 取組の方向

- ・家畜の飼養時に投与される動物用医薬品、飼料及び飼料添加物について、関係者が連携しながら適正使用を推進します。
- ・万が一不適正な使用により問題が確認された場合には、その原因の特定及び当該動物用医薬品等の流通防止措置を迅速に行う必要があることから、日頃からの動物用医薬品や給与飼料等の使用履歴の記帳を推進します。

事業名：一般衛生指導事業（動物用医薬品販売業者の調査・指導、獣医師の調査・指導）、飼料生産流通対策事業（飼料製造業・販売者の調査・指導、畜産農家の調査・指導）

② 家畜伝染病対策の実施

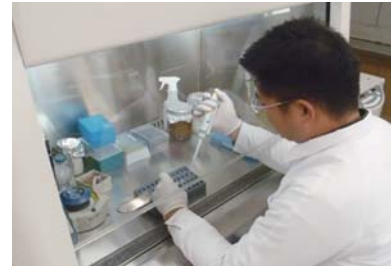
○ 現状と課題

- ・消費者へ安全・安心な畜産物を安定的に供給するためには、健康な家畜の生産が基本となっています。
- ・近年、宮崎県において口蹄疫が大発生するとともに、西日本を中心に高病原性鳥インフルエンザが発生し、家畜の安定的な生産と畜産物の供給に大きな影響を与えたところです。
- ・こうした中、本県でも平成27年（2015年）1月及び平成29年（2017年）2月に高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、発生農場で飼養されていた鶏の殺処分や消毒などの防疫措置を行いました。

- ・引き続き、畜産農家へ注意喚起するとともに、万一の発生に備え防疫体制の整備に努めていく必要があります。

○ 取組の方向

- ・ 畜産農家に対して、家畜伝染病予防法※に基づく「飼養衛生管理基準※」を遵守し、防疫対策が徹底されるよう指導を一層強化するとともに、高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス等を実施して家畜伝染病等の発生予防に努めていきます。
- ・ 家畜伝染病の発生予防のための立入調査及び各種検査等を実施するとともに、家畜疾病の原因究明のための病性鑑定を行い、病気の発生予防のための適切な指導を行うことにより、生産段階での安全・安心な畜産物の生産に努めていきます。



＜家畜保健衛生所による家畜疾病の病性鑑定＞

- ・ また、日頃から防疫演習の実施や防疫資材の備蓄を行うなどして、万一、口蹄疫等が発生した場合に備えた防疫体制の整備や、関係機関・団体等との連携・強化を継続的に推進します。

事業名：衛生対策推進事業（飼養衛生管理の改善・向上の指導、危機管理体制の整備）、家畜防疫対策事業（家畜伝染病発生予防のための各種検査等の実施、口蹄疫等の発生に備えた防疫体制の整備）、病性鑑定事業（家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の早期発見・診断）、死亡牛BSE検査対策事業（BSE検査）

参考となる主な指標

- ・ 畜産農家等へのパンフレット配布 1,800部（平成29年度（2017年度））
- ・ 畜産農家への立入状況 1,996戸（平成29年度（2017年度））
- ・ 飼料安全性立入検査実施件数 150件（平成29年度（2017年度））

消費者に信頼される安全・安心な水産物を生産・供給することは生産者の責務であり、これまで実施してきた養殖魚介類を対象とした医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳を推進します。

また、貝毒※については、原因プランクトンの発生状況や貝類の毒化状況についての調査を実施し、必要に応じて関係漁協に出荷自主規制措置を要請する等、貝毒による食中毒の防止に努めます。

① 水産用医薬品※の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進

○ 現状と課題

- ・ 県では、魚介類養殖業者、関係漁協職員を対象に、講習会や現地指導を実施し、水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴を記録した養殖日誌の記帳を推進しています。
- ・ また、漁協が回収した養殖日誌をチェックし、記帳方法及び保管を個別指導しています。

○ 取組の方向

- ・ 引き続き講習会や現地指導を実施し、養殖水産物の安全性の確保に努めていきます。

事業名：養殖衛生管理体制整備事業（玄海水産振興センター）、
内水面漁業振興対策事業（有明水産振興センター）

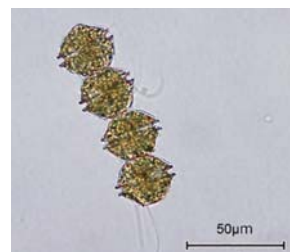


<現地指導の様子>

② 貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施

○ 現状と課題

- ・ 県では、佐賀県貝毒対策実施要領に基づき、玄海、有明海において貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を監視するとともに、二枚貝の毒化状況を調査することで、毒化した二枚貝の流通防止を図っています。



<貝毒原因プランクトンの一例>

○ 取組の方向

- ・ 引き続きモニタリング調査を実施し、二枚貝の安全性の確保に努めていきます。

事業名：赤潮貝毒監視事業（貝毒発生監視調査：玄海水産振興センター、
有明水産振興センター）

参考となる主な指標

- ・ 養殖衛生管理指導を実施した経営体数 44経営体（平成29年度（2017年度））
- ・ 貝毒発生監視調査を実施した検体数 64検体（平成29年度（2017年度））

(4) トレーサビリティ制度の取組の推進

【畜産課、流通・通商課】

牛肉や米について、各トレーサビリティ法（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」）に基づく制度の適切な運用のための支援・指導を実施します。

① 牛トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導

○ 現状と課題

- ・牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）が平成15年（2003年）6月に制定され、生産段階は平成15年（2003年）12月から、流通段階は平成16年（2004年）12月から施行されています。
- ・牛トレーサビリティ制度については、国が生産（輸入牛については輸入後）から食肉処理、流通販売までの履歴情報を一元管理し、それらの情報を正確に伝達することで、牛肉の安全性に対する信頼性の確保、BSE※のまん延防止のための措置が的確に実施されています。
- ・県では、牛の生産段階における個体識別耳標の管理などについて支援を行うとともに制度の適切な運用のために、農家巡回時などを利用して耳標の装着や牛の出生、移動の早急な報告等について指導しています。また、制度上、不適切な事案が発生している場合には、国と情報共有し適切な指導を行うこととしています。



<個体識別耳標を装着した牛>
(農林水産省のパフレットより)



<個体識別耳標>
(家畜改良事業団のHPより)

○ 取組の方向

- 牛肉の安全性に対する信頼確保に向けて、引き続き国と連携しながら、
- ・耳標の管理替えの手続き
 - ・農家での耳標の装着や適切な報告等の指導
 - ・不適切な事案が発生している場合には、農家等への指導などについて支援を行います。

事業名：特になし

① 米トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導

○ 現状と課題

- ・ 県では、米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）の制定（平成21年（2009年）4月）を受け、国（九州農政局）と連携し、県内の米生産者、食品衛生責任者、米穀販売店等の米関係事業者を対象とした説明会の開催や、県広報誌、県広報TV番組を活用するなどして、制度の普及・啓発を行ってきました。
- ・ 外食産業における一般消費者への産地情報の伝達が適切に行われるよう、産地情報を伝達するためのPOP※を作成し、県内飲食店等へ配布するとともに、国と連携するなどして、定期的に巡回立入検査を行っています。



<県内飲食店等へ配布しているPOP（さがびより）>

- ・ 外部からの情報提供などにより、義務違反の疑いが生じた場合、国や食品表示法所管課とともに立入検査を実施し、必要に応じて指導を行っています。
- ・ 法施行（平成22年（2010年）10月：取引記録の作成・保存、平成23年（2011年）7月：産地情報の伝達）から一定期間が経過しましたが、これまで巡回立入検査等を実施する中で、飲食店など関係事業者において制度の周知が必ずしも十分浸透していない状況が見受けられるため、今後とも継続的な普及・啓発活動が必要です。

○ 取組の方向

- ・ 今後も引き続き、制度の普及・啓発に取り組むとともに、法の遵守のための巡回立入検査や指導を徹底します。

事業名：米穀等適正流通推進事業

(5) 環境への配慮

【園芸課、畜産課、水産課】

(環境への配慮)

第7条 県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当たり、当該取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するものとする。

農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するため、農薬や化学肥料の使用を低減した生産方式の導入促進や、養殖漁場の環境保全に努めるなど、持続性の高い環境にやさしい農林水産業の推進を図ります。

① 環境保全型農業※の推進

○ 現状と課題

- ・ GAP等の環境保全型農業の取組拡大を図るため、地域ぐるみや生産部会などの集団的な取組を推進しています。
- ・ 収量や品質を維持しつつ、化学肥料、化学合成農薬を削減できる技術の開発・普及を行っています。

○ 取組の方向

- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用を削減した環境保全型農業への取組が拡大し、環境負荷が低減され、持続可能な農業を推進します。

事業名：GAP普及啓発推進事業（再掲）、有機農業等環境保全向上対策事業（環境保全型農業直接支援対策事業に要する経費、推進費等）

② 養殖漁場における環境保全の推進

○ 現状と課題

- ・ 県では、定期的に養殖漁場環境調査を行い、漁場環境のモニタリングを行うとともに、関係機関に情報を提供することで、養殖漁場環境の保全と養殖漁家の安定生産を図ります。また、持続的養殖生産確保法第4条に基づき漁協が作成する漁場改善計画の指導を行います。



<環境調査の様子>

○ 取組の方向

- ・ 引き続き調査や現地指導を実施し、持続的な生産が可能な養殖漁場の保全に努めていきます。

事業名：玄海漁業環境保全調査（玄海地区魚介類養殖漁場：玄海水産振興センター）
ノリ養殖環境モニタリング調査（有明海地区ノリ養殖漁場：有明水産振興センター）等

参考となる主な指標

- ・ GAPに取り組む組織の割合（生産部会等）（再掲） 21%（平成30年（2018年）3月）
- ・ 漁場改善計画の参加者数 965人（平成29年度（2017年度））

(6) 食品関連事業者等における自主管理の推進

【生活衛生課】

(自主的な活動への支援)

第15条 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が自主的に行う食の安全・安心の確保に関する活動を促進するため、助言その他必要な支援を講ずるものとする。

(生産者及び食品関連事業者の取組等)

第19条 2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

食品関連事業者は、食品衛生の確保及び向上を重要な責務として認識し、自主的な衛生管理の徹底を進めていくことが重要です。また、食品衛生法が改正され、HACCP※による衛生管理が制度化されます。県は、それらの取組が推進されていくよう適切な助言や指導を行っていきます。

○ 現状と課題

- ・食品関連事業者は関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めることとされており、県内の食品関連事業者が、これらの取組を積極的に実施するよう支援していくことが必要です。
- ・また、県内食品事業者の多くはHACCPに取り組む余裕がない零細企業であるため、保健福祉事務所の食品衛生監視員が積極的に導入支援を行う必要がありますが、保健福祉事務所の監視員だけでは、人員や資質が不足しています。

○ 取組の方向

- ・食品関連事業者などを対象に、自主衛生管理の必要性や方法について、図表などを用い、解りやすい講習会を実施します。また、(公社)日本食品衛生協会が進める食品衛生指導員制度を推進し、連携を図りながら、県内の指導員の育成・教育に必要な支援を行っていきます。
- ・さらに、食品衛生監視員の資質向上のため、国が実施しているHACCPシステムに係る研修会に積極的に参加するとともに、県内でも食品衛生監視員を対象としたHACCP導入支援に係る職員研修を実施します。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業、食品衛生協会補助事業

【国の動向】

食品の安全性のさらなる向上、食品の輸出促進のため、平成30年（2018年）に食品衛生法が改正され、経過措置期間の後、H A C C Pによる食品の衛生管理が国内の食品等事業者に対して義務化されることとなりました。

県としては、今後、示されていく法改正の内容を注視しながら、食品関連事業者に業種別を基本としてH A C C Pの導入支援を行っていきます。

参考となる主な指標

- ・食品衛生関係講習会等受講者数 13,651人（平成29年度（2017年度））
- ・食品衛生指導員数 351人（平成29年度（2017年度））

(7) 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備

【生活衛生課】

(監視及び検査体制の整備)

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

食の安全確保をより一層推進するため、毎年度「佐賀県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品取扱施設の監視指導や抜き取り検査による流通する違反食品の排除などを計画的に実施していきます。

○ 現状と課題

- ・ 毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、食品の製造・加工・流通の各段階における監視・指導及び食品検査を実施しています。

○ 取組の方向

- ・ 近年の食中毒発生状況や違反食品事例及び食品取扱施設の規模による社会的影響等を考慮して、重点的に監視指導を行う事項（重点監視事項）や食品検査の対象食品や検査項目などを毎年度「食品衛生監視指導計画」として定め、関係機関と連携し、計画に基づいた効果的かつ効率的な監視・指導、食品検査を実施します。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業、食品衛生協会補助事業、食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業、食肉衛生検査所運営事業、牛海綿状脳症検査事業

参考となる主な指標

- ・ 食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数 1,287検体（平成29年度（2017年度））
- ・ 食品衛生監視員※数 59人（平成29年度（2017年度））

※佐賀県食品衛生監視指導計画

飲食に起因する危害の発生を未然に防止し、県民の食生活の安全性確保を図るため、国が定める「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「法」という。）第24条に基づく都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画として、策定するものです。

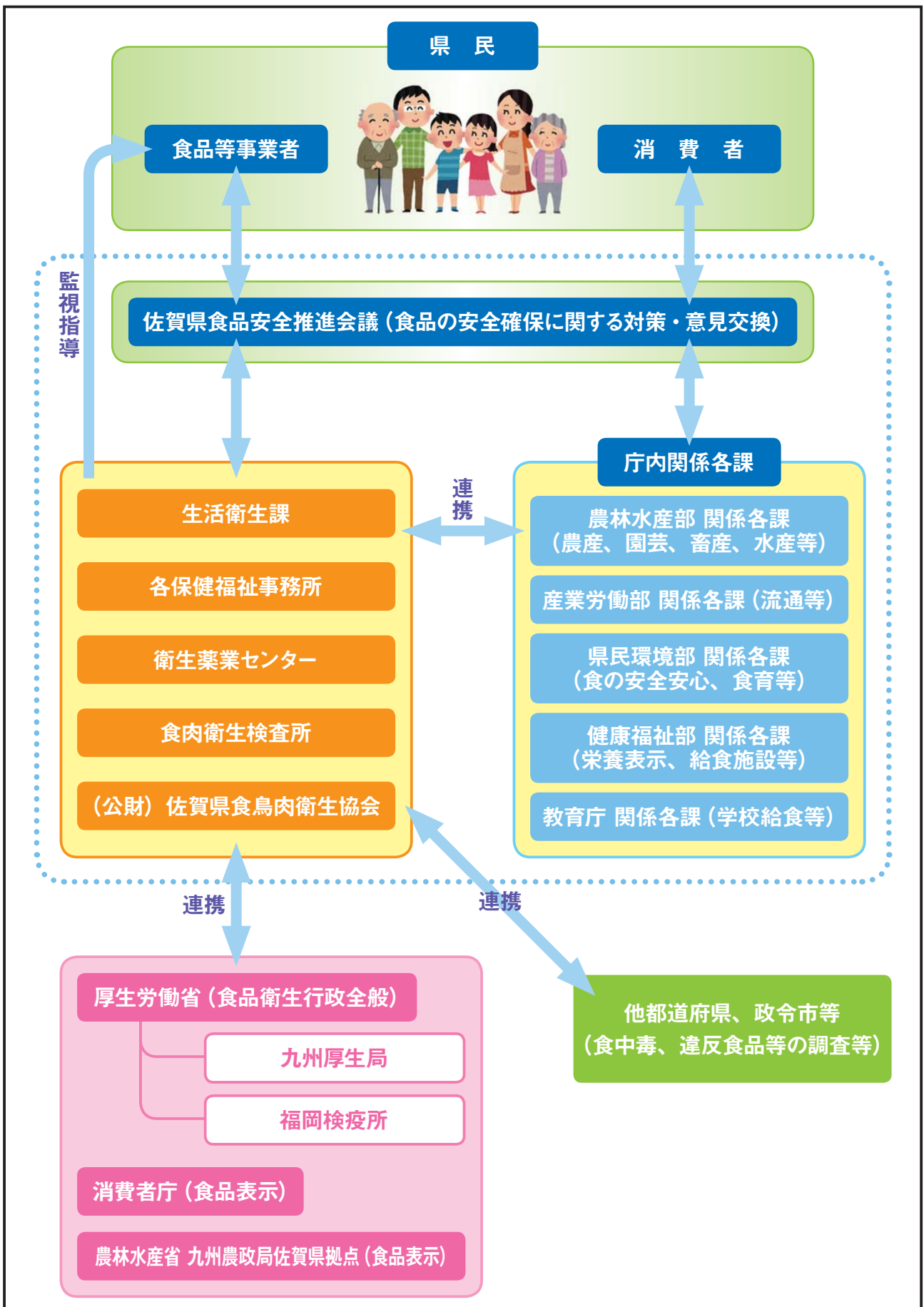
策定にあたっては、県内の食品の生産、流通、製造・加工の状況、食中毒などの食品衛生上の問題の発生状況などの実情を勘案し、重点監視事項や県内流通食品の検査項目などを定めるとともに、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）（以下「食鳥検査法」という。）に定める食肉処理・食鳥処理の衛生確保（又は対策）についても本計画により実施し、県民の食の安全と安心の確保に取り組んでいます。

監視指導等の実施機関とその主な役割

健康福祉部 生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視指導計画及び佐賀県で実施する食品衛生施策の策定及び公表 ● 県民への食品衛生に関する情報の提供 ● 食品等事業者の自主管理推進等のための研修及び情報の提供 ● 食品衛生検査施設の信頼性確保 ● 行政処分等の公表 ● 国、県庁内関係部局及び他の都道府県等との連絡調整
保健福祉事務所 （保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ● 法及び食品衛生条例に基づく営業施設等に関する監視指導 ● 違反食品、苦情食品等に関する調査 ● 食品衛生に関する相談の受付及び調査 ● 食中毒（疑いを含む）に係る調査 ● 検査に係る試験品の収去※ ● 食品等事業者・消費者への衛生講習会の実施及び食品衛生に関する情報の提供 ● 食品等事業者の自主管理推進のための指導
食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ● と畜場法に基づくと畜検査の実施及びと畜場の監視指導 ● 伝達性海綿状脳症（TSE）※対策 ● 食鳥処理場の監視指導

試験検査実施機関の体制等

保健福祉事務所 （県内5事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ● 収去及び食中毒（疑いを含む）調査に係る試験品の採取及び衛生薬業センター等への搬入 ● 違反食品、苦情食品等に係る試験品の簡易検査
衛生薬業センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 収去試験品の検査（細菌、有害物質、残留農薬※、食品添加物※等） ● 違反食品、苦情食品及び食中毒（疑いを含む）等に係る試験品の検査
食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ● と畜場法に基づくと畜検査 ● 伝達性海綿状脳症（TSE）検査 ● モニタリング検査（残留動物用医薬品、細菌）
（公財）佐賀県 食鳥肉衛生協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 食鳥検査法に基づく食鳥検査



重点監視事項

近年の食中毒発生状況や違反食品事例及び食品の特性や食品取扱施設の規模による社会的影響等を考慮し、重点的に監視指導を行う事項（重点監視事項）を定め、効果的な監視指導を実施しています。

平成30年度監視指導計画における重点監視事項

- 食中毒予防に係る事項
 - ・寄生虫による食中毒の防止
 - ・腸管出血性大腸菌（O157等）による食中毒の防止
 - ・カンピロバクターによる食中毒の防止
 - ・ノロウイルスによる食中毒の防止
 - ・フグによる食中毒の防止
- 食品への異物混入に係る事項
- 大量調理施設（集団給食施設等）の衛生管理に係る事項
- 食品表示に係る事項

立入検査実施計画

食品関係施設への立入検査に当たっては、健康危害発生リスク、営業の特殊性及び流通の広域性等を考慮し過去の違反事例等を勘案し、重点的な監視を実施する業種等を選定のうえ、次のとおり5つのランクに分類し監視指導を行うものとします。

分類	立入頻度	考え方	代表的な対象施設
A	1年に 2回以上	特に監視指導が必要と認める施設	・食中毒の発生した施設（過去3年間） ・生食用食肉取扱施設
B	1年に 1回以上	食中毒の発生頻度が高い又は食中毒発生時多数の患者が予想される業種	飲食店（仕出し屋・弁当屋、旅館）、給食施設（学校、病院・診療所）、魚介類販売業（容器包装魚介類を除く）など
C	2年に 1回以上	食中毒の発生頻度が中程度又は広域流通食品を取り扱う業種	飲食店（一般食堂・レストラン等、その他）、魚介類販売業（容器包装魚介類）など
D	3年に 1回以上	食中毒の発生頻度が低い業種で他の食品危害が少ない業種	喫茶店営業（自販機を除く）、食品製造業など
E	必要に応じて	食中毒の発生頻度が特に低い業種	食品販売業など

※対象施設の監視指導の頻度については、食中毒発生状況、違反状況等を勘案し増減します。なお、Cランクの魚介類販売業のうち、アニサキス食中毒の原因食品となる刺身等への加工を行っている施設をBランクに分類し、1年に1回以上の監視指導を行います。

食品検査

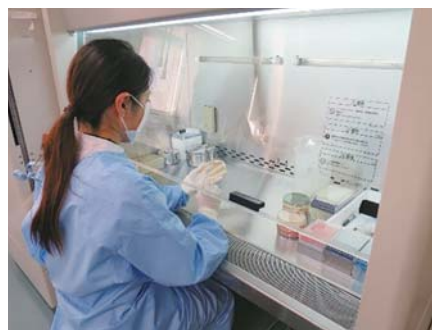
食品の収去検査（抜き取り検査）については、その対象とする食品を、県内で製造している食品、県内に広く流通している食品及び消費者の利用頻度が高く、食中毒の原因となりやすい食品とし、検査項目は、「食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準」、各食品別の「衛生規範」を重点検査事項とします。食品検査については、国内の違反状況、輸入食品等の違反状況及び県内食品等製造品の安全性確保等を勘案し、効率よく試験検査を実施します。

平成30年度監視指導計画における食品検査計画

検査品目 (食品分類)	収去 検体数	検査項目	延検査 検体数
魚介類	74	○微生物検査 (一般細菌数、大腸菌、大腸菌群、乳酸菌数又は酵母数、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、リステリア) ○理化学検査 (残留農薬、鉛、カドミウム、食品添加物) ○残留動物用医薬品検査 (抗生物質、合成抗菌剤)	1,390
魚介類加工品	50		
肉卵類加工品	406		
乳等	18		
アイスクリーム類・氷菓	20		
野菜・果物加工品	68		
菓子類	60		
清涼飲料水	20		
その他の食品	100		
器具及び容器包装	10		
計	826		



＜衛生薬業センターにおける理化学検査＞



＜衛生薬業センターにおける細菌検査＞

(調査研究の推進)

第14条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究に取り組んでいきます。

また、その成果に基づき、食品関連事業者へ適切な助言指導を行っていきます。

○ 現状と課題

- ・食品関連事業者が安全な食品を提供するためには、科学的な根拠に基づいた食品の製造管理手法を取り入れることが重要です。
- ・また、それに対し、県は、食品等に起因する健康被害の発生や被害の拡大を防止するため、様々な食品の危害要因に関する調査・研究などを実施し、事業者を支援していく必要があります。

○ 取組の方向

- ・食中毒等の食品等に起因する健康被害の発生又は被害の拡大を防止するため、最新の科学技術に基づいた迅速かつ高度な分析結果を提供するための調査研究を行っていきます。
- ・食品等による健康被害事例や違反食品の発生事例等について、その原因究明や再発防止策についての調査・研究を実施し、食品関連事業者への技術的支援を行っていきます。
- ・食肉の安全性を確保するため、動物由来感染症に関する調査研究、と畜検査結果の農場へのフィードバックによる疾病発生の未然防止等に関する調査研究を行っていきます。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業、食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業、食肉衛生検査所運営事業、牛海綿状脳症検査事業

(9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応

【生活衛生課】

(危機管理体制の整備)

第12条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(危害情報の申出)

第24条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

食品を原因とした健康被害の発生やそれらに関する情報を入手した場合には、迅速に必要な調査を行い、被害の拡大を防止するために必要な措置を行っていきます。

○ 現状と課題

- ・ 県内の各保健福祉事務所では、県民や食品関連事業者などからの食品に起因する様々な相談、苦情、報告などを受付しています。その後、それらの情報に基づき、原因調査などを行い、食品に起因した健康危害の発生及び被害の拡大を防止するよう努めています。
- ・ また、学校給食において、多くの異物混入事案が報告され、県が積極的に支援・助言を実施しました。

○ 取組の方向

- ・ 食品による健康被害の発生などの情報を得た場合には速やかに調査を行い、その原因究明に努め、それらに起因する健康被害の発生や危害の拡大を防止するよう必要な措置を講ずるよう、食品関係事業者などへ指導を行っていきます。

参考となる主な指標

- ・ 保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 310件（平成29年度（2017年度））
- ・ 食中毒の発生件数 15件（平成29年度（2017年度））

2 食品等に対する県民の信頼の確保

(1) 適正な食品表示の推進 【生活衛生課、くらしの安全安心課、健康増進課、薬務課】

(食品等の適正な表示の推進)

第13条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示法（平成25年法律第70号）その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び検査体制の整備)

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

食品表示は消費者が商品購入の判断材料とする重要な情報です。

食品事業者による食品の偽装表示や不適正な表示が後を絶たない要因として、食品事業者として自らが食品の安全性の確保について、第一義的責任を有していることへの認識の欠如や食品表示制度に対する認識不足、事業所内のチェック体制の不備などがあります。

このため、平成17年度（2005年度）に県独自の「佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領（以下「表示責任者設置要領」という。）を策定し、食品製造事業者等の自主的な活動を促進するとともに、消費者や農林水産省九州農政局佐賀県拠点（以下「九州農政局佐賀県拠点」という。）等の関係機関と連携して監視・指導を強化し、県内での製造・加工販売される食品の適正な表示の普及を図ります。

① 食品表示責任者※の設置、事業者の自主点検の推進

○ 現状と課題

- ・平成27年（2015年）4月1日から食品表示法が施行されており、加工食品などの表示に係る経過措置期間は、2020年3月31日に終了し、すべての食品が現在の食品表示法の基準に沿った表示としなければなりません。旧表示ルールが用いられているものが未だに多いのが現状です。
- ・食品偽装や表示の欠落等については、食品事業者に対する日常的な監視・指導と普及啓発、さらに違反への厳正な対応が重要と認識しています。
- ・食品事業者に対する監視・指導や普及啓発については、①生鮮食品品質表示実態調査、②食品表示110番※などにより取り組んでいます。
- ・また、食品事業者内部における自主的な取組を促進するため、佐賀県独自に「表示責任者設置要領」を設け、食品情報誌の発行や研修会の開催などにより、食品事業者におけるコンプライアンスの向上を図っています。
- ・さらに、食品表示110番に情報が寄せられた場合は、直ちに内容を精査し、信憑性が高いと判断された事案については、速やかに調査を行い、偽装表示等の違反が確認された場合には、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、食品事業者が直ちに改善方策を講じている場合を除き、全て指示・公表を行うなど、厳正に対処しています。

- ・県においては、平成20年（2008年）3月に県独自に県警本部及び農林水産省佐賀農政事務所（現九州農政局佐賀県拠点）との三者連携の申し合わせ会議（現食品表示監視協議会）を開催するなど食品偽装表示事案に関する情報の共有化を図ると共に、連携強化を図っています。
- ・食品事業者からの食品表示に関する疑義照会については、メール・ファックス等で相談内容を再確認し、迅速に関係資料等を渡し十分理解できるような対応を図っています。

○ 取組の方向

- ・食品事業者による食品表示の適正化に向けて、食品表示責任者の登録を一層促進し、食品事業者に対する支援を継続します。
- ・登録された食品事業者に対して発行するニュースレターなどの情報提供については、今後、これまでに紹介した食品表示に関する相談事例などを県ホームページにも掲載し、随時閲覧できるようにします。
- ・このほか、食品表示制度の改正などタイムリーな情報についても県ホームページを通じて情報発信に取り組むなど、食品事業者にとってもっと利用しやすいものとなるよう検討します。
- ・食品表示にかかる啓発については、関係機関とも連携して開催するなど、内容の充実に努めます。
- ・今後とも、県民に対しても食品表示制度について県ホームページ、出前講座などを通じて、情報の提供に努めます。

事業名：食品表示適正化・安全対策事業（食品表示責任者登録促進事業、食品表示110番の設置）

② 監視・指導、検査体制の整備

○ 現状と課題

- ・平成13年（2001年）9月のBSE問題以降、食品の偽装表示が相次いで判明し、消費者の食品の表示に対する関心が高まる中、本県においても、スーパーや食品製造業者における原産地偽装が判明しています。
- ・本県における消費者や国の機関等からの食品表示110番に対する情報提供が、平成20年度（2008年度）の96件をピークに平成29年度（2017年度）には8件と減少しています。
- ・しかしながら、依然として産地偽装など意図的な不適正表示も行われており、消費者が安心して食品を選択できるよう監視を継続する必要があります。
- ・消費期限や保存方法などの表示違反事項については、「佐賀県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内流通品からの違反食品の排除に努めています。

○ 取組の方向

- ・消費者等の協力を得て運営する食品表示110番をとおして情報収集や監視に努めるとともに、九州農政局佐賀県拠点等の関係機関とも連携を図り、引き続き、食品製造・加工事業者、食品販売事業者に対する監視・指導の強化を図ります。

- ・各保健福祉事務所の食品衛生監視員により、夏期や年末の一斉取締などで、県内に流通する表示違反食品の発見に努めていきます。

事業名：食品表示適正化・安全対策事業（食品表示110番の設置）

参考となる主な指標

- ・食品表示110番の受付件数 8件（平成29年度（2017年度））
- ・食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数 40,293件（平成29年度（2017年度））

(原産地に関する情報提供の充実)

第20条 食品関連事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（食品表示法第4条第1項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

消費者が食品を選択するとき、大切な情報の一つに食品の原産地に関する情報があり、この情報提供については、食品表示法に基づく食品表示基準で定められています。

この基準では、原産地を表示しなければならない食品として、生鮮食品並びに22食品群及び5品目の加工食品がありますが、2022年3月31日までにそれ以外の全ての加工食品でも最も使用量が多い原材料の原産地（製造地）の表示が義務化されます。

国産生鮮食品の畜産物にあつては、国産である旨に代えて、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示できます。

また、22食品群及び5品目の国産品の加工食品にあつては、国産である旨に代えて、都道府県名など詳細な産地名（水産物にあつては水域名や港名など）を表示できます。

県としては、国産である旨の表示よりも、更に詳細な情報である都道府県名、市町村名等で表示することを推進し、消費者に対する詳細な原産地の情報提供を図ります。

○ 現状と課題

(生鮮食品の畜産物の現状)

- ・食品表示法に基づく食品表示基準により、生鮮食品の農産物や水産物については、詳細な原産地（都道府県名、漁獲された水域名や水揚げされた港が属する都道府県名、市町村名など）が表示されています。
- ・しかし、生鮮食品の畜産物については、「国産」である旨の表示はされているものの、より詳細な情報である「都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名」で表示される割合は、生鮮食品の農産物や水産物に比べて低い状況にあります。

(22食品群及び5品目の加工食品の現状)

- ・食品表示法に基づく食品表示基準で定められた22食品群の加工食品については、当該加工食品の原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものについては、その原産地を表示しなければなりません。
- ・また、個別5品目については、特定の原材料の原産地表示が義務付けられています。
- ・対象加工食品も、生鮮食品と同じように「国産」である旨に代えて都道府県名等で表示することができます。
- ・しかしながら、対象加工食品についても「国産」である旨の表示はされているものの、より詳細な原産地を表示している割合は著しく低い状況にあります。

○ 取組の方向

- ・ 食品関連事業者に対する講習会の機会を捉えて、詳細な原産地を表示するよう普及啓発を行います。
- ・ 産地直売所等を対象とした食品表示法に基づく合同調査や表示責任者講習会の際に、表示責任者等に対して条例の趣旨を説明し、普及啓発を行います。

参考となる主な指標

- ・ 生鮮食品（農産物、畜産物、水産物）の原産地表示率が80%以上の店舗割合
94.8%（平成29年度（2017年度））

(原産地情報の提供のイメージ)

対象：畜産物、27種類の加工食品
(カット野菜ミックス、農産物漬物)



食品表示法

「国産」等の表示

情報提供の充実

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（第20条：努力義務）

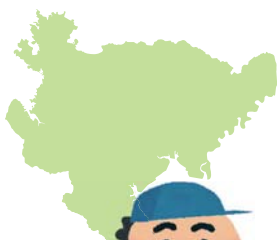
より詳しい原産地表示情報

- 都道府県名（佐賀県、長崎県等）
- 市町村名（佐賀市、吉野ヶ里町等）
- 一般に知られている地名
 - ・ 旧国名（肥前、筑後等）
 - ・ 郡名（杵島郡、西彼杵郡等）
 - ・ 島名（淡路島、佐渡島等）
 - ・ その他（九州、四国等）

※ 原材料等の区分により、提供すべき情報は異なります。

「一括表示」以外の情報提供

- シールやラベルの添付
- ポップ掲示や棚へのカード差込
- 一覧表等の店内掲示
- インターネットの利用
- 個別の問い合わせに依る
 - ・ 商品等に問い合わせ先を記載
 - ・ 担当窓口等を店内に掲示



原産地表示例

佐賀県産	豚バラしゃぶしゃぶ用 100g ○○○円
伊万里市産	牛小間切れ肉 250g ○○○円
名称	カット野菜ミックス
原材料名	レタス（佐賀県産） パプリカ（熊本県産） ルッコラ（長崎県産）

(自主回収の報告)

第23条 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。(以下略)

事業者が食品等の自主回収に着手した際、食品等による健康への被害やその拡大を防止する観点から事業者には報告を義務付け、その情報を集約してホームページで公表することで、速やかに県民に周知するとともに、事業者の迅速な回収を支援します。

○ 現状と課題

- ・ 食品関連事業者は、食品等による健康被害発生観点の他、健康への影響はないものの、品質の低下や誤表示など、様々な観点から食品等の自主回収を行っています。
- ・ このうち、食中毒など健康被害を引き起こす可能性のある食品の回収については、健康被害の発生や拡大防止のため、迅速に対応することが重要であり、また消費者の不安を解消するためにも、正確な情報を広く発信する必要があります。

○ 取組の方向

- ・ 本条例に基づき、条例で定める「特定事業者」が、条例で定める事由により自主回収に着手した場合、その旨を県へ報告し、それを受け、県はその内容をインターネット等を通じ情報発信し、県民への注意喚起を行っていきます。
- ・ これにより、県民は、食品の自主回収に関する情報を容易に得られるようになるとともに、事業者は、自身の自主回収が迅速に進むことは元より、県民の事業者への信頼感がより高まることが期待されます。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

【国の動向】

平成30年（2018年）6月に食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、事業者が食品衛生法に違反又は違反するおそれがあるとして食品のリコールを行う場合には、事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、自治体へ報告する制度が創設されます。

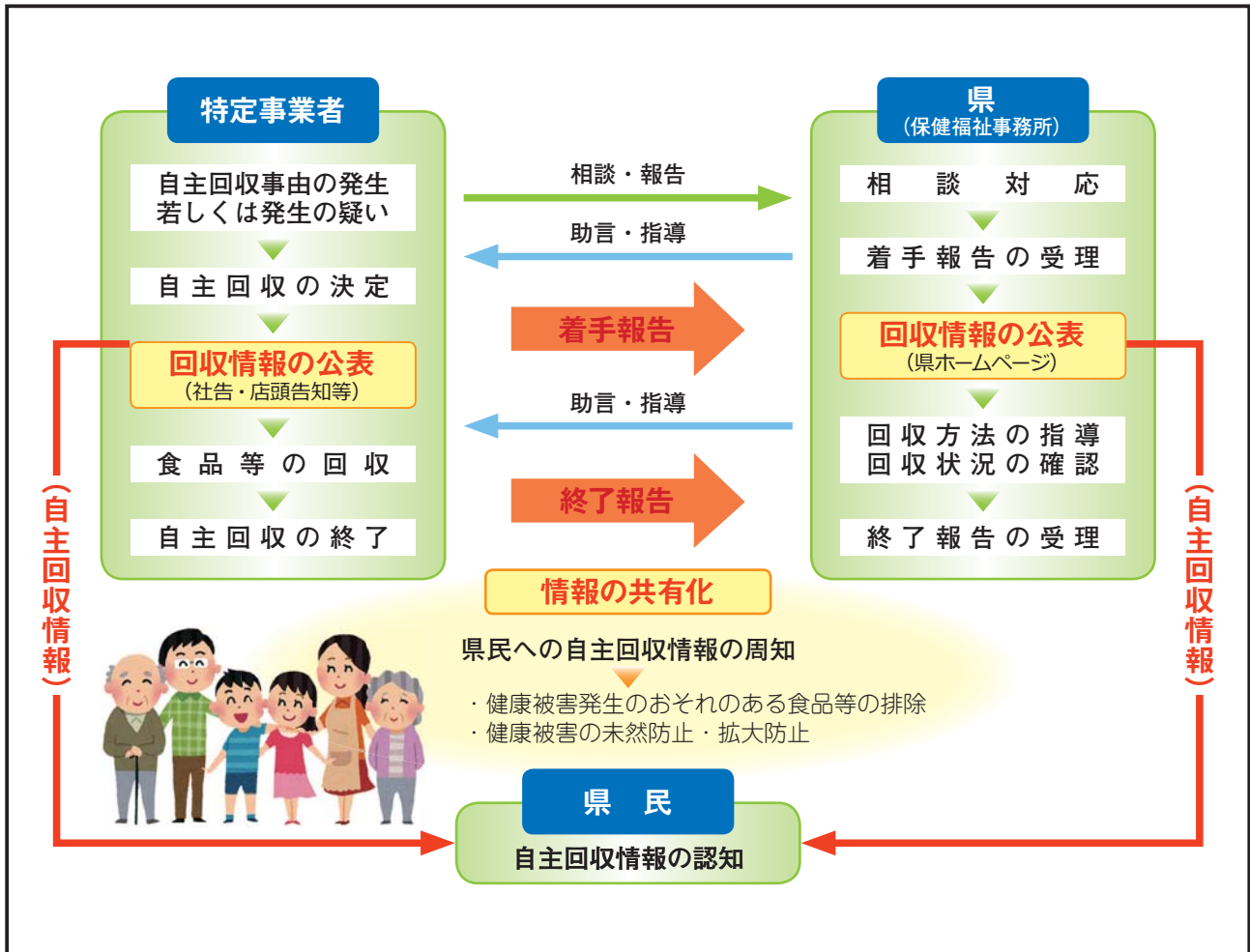
県は、これまで「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」第23条で規定する自主回収の報告制度に基づき、県内の事業者が、食中毒など健康被害を引き起こす可能性のある食品の自主回収を行った場合は、当該自主回収の情報の提供を受け、確認・指導及び県民に対する速やかな周知を行ってきました。

このことから、県としては、今後、国から示される食品リコール情報の報告制度の内容を注視しながら、引き続き、県民への正確な情報発信を行っていきます。

参考となる主な指標

・自主回収の報告件数 11件（平成29年度（2017年度））

※自主回収報告制度の概要



(情報の収集及び提供)

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、食品関連事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の共有及び相互理解の推進)

第17条 県は、食の安全・安心の確保のための施策について、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者が相互に食品の安全性に関する情報を共有し、及び相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることその他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、食の安全・安心の確保に関する正確な知識を有し、地域における食の安全・安心の確保の推進を担う人材の育成に努めるものとする。

消費者の食の安全に関する知識と理解の促進を図るため、迅速で積極的な情報の提供に努めるとともに、県内の生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者から成る佐賀県食品安全推進会議の開催や、内閣府食品安全委員会と連携して実施するリスクコミュニケーション※の開催などを通じて、消費者との意見交換や関係者相互間の意見交換を促進します。また、地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めます。

① 情報の収集と提供

○ 現状と課題

- ・ 県ホームページ等で、農林水産物に関する情報や、食中毒情報や食品衛生監視指導状況、食品の安全・安心に関する情報提供を行っています。
- ・ 関係各課がそれぞれ発信している情報について、食の安全に関するホームページを充実させて一覧できるようにするなど、消費者の立場に立ったわかりやすい形で提供していく必要があります。



<県ホームページ>

○ 取組の方向

- ・ 各種広告媒体や資料の提供、県ホームページを活用した情報発信、講習会やセミナーの開催など、食の安全・安心の確保に関する知識や情報を消費者の立場に立った、よりわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 全国的な食中毒の発生状況や違反食品の事例などを注視し、迅速に消費者及び食品関連事業者への注意喚起などを行っています。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

② リスクコミュニケーションの推進

○ 現状と課題

- ・食品が生産され、消費されるまでには、複雑な流通・販売システムが介在し、生産者と消費者のお互いの顔が見えにくくなっています。
- ・近年発生している大規模な食中毒事件や輸入食品による違反食品の事例などから、消費者から食に対する不安などの声が挙げられています。
- ・これらの消費者が感じる不安には、農薬や食品添加物等の食品リスクなど食に関する正しい知識を得ることで解消されることもあり、消費者も自身の健康を管理する者として、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めていくことが重要です。
- ・温暖・多湿なわが国の気候条件下で食料を効率的に生産するためには、農薬や化学肥料は必要なものであり、また、限られた食料資源を有効に活用するためには、食品添加物も必要ですが、農薬や食品添加物等が科学的な手法によって安全な基準が定められているにも関わらず、そのことが消費者に十分に理解されていないことから、消費者の不信感を払拭できていないのが現状です。
- ・食品の安全・安心を確保するためには、行政による積極的な情報の公開はもとより、食品の生産から消費に至る関係者が情報及び意見の交換を図ることによって、食品リスクを正しく理解し、お互いの役割と立場を認識し合うことが重要です。



<リスクコミュニケーション>

○ 取組の方向

- ・生産者、食品関連事業者、消費者及び行政の関係者間における相互の立場や役割に対する認識を深めるとともに、食の安全等に関する情報や認識の格差を図るため、これら関係者が情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを推進します。

事業名：食品表示適正化・安全対策事業（食品安全推進会議の開催、食の安全に関する意見交換会の開催）、食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

③ 食の安全・安心の確保を担う人材の育成

○ 現状と課題

- ・食の安全・安心の確保に関する理解の促進のためには、地域において正しい理解の浸透に寄与する正確な知識を持ち、生産者、食品関連事業者、行政、県民間の橋渡しができる食の安全に関する科学的で正しい知識を有する人材の育成が必要です。

○ 取組の方向

- ・農薬に関する専門的な知識を有し、地域における農薬適正使用の指導的役割を担う者を農薬指導士※として認定し、育成していくことで、生産段階における農薬の安全使用や適正販売の確保を図っていきます。
- ・食品関連事業者が自主管理の推進のため実施している食品衛生指導員制度※を支援し、地域における食の安全を推進する人材の育成を行っていきます。
- ・給食施設等の管理栄養士や調理従事者などへの講習会や出前講座などを行い、各地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材を育成していきます。
- ・各保健福祉事務所の食品衛生監視員※は、様々な食の安全性に関する地域の相談窓口としての役割を担っており、それらに対し、適切かつ正確な助言指導が行えるよう、研修会へ参加するなど、職員の資質向上を図っていきます。



<食品衛生責任者講習会>

事業名：農薬安全使用等総合推進事業、食品営業許可及び監視指導取締事業

参考となる主な指標

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ・食の安全安心ホームページの閲覧数 | 1,840回（平成29年度（2017年度）） |
| ・農薬指導士数 | 623人（平成29年度（2017年度）現在 実認定者数） |
| ・（再掲）食品衛生指導員数 | 351人（平成29年度（2017年度）） |
| ・（再掲）食品衛生監視員数 | 59人（平成29年度（2017年度）） |

(食育及び地産地消の推進を通じた取組)

第22条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、県民が食品の安全性に関する知識と理解を深め、及び食品等の取扱いに当たっての適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じた知識の普及啓発及び消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。）の充実に努めるものとする。

3 食育及び消費者教育に関わる者は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育及び地産地消の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育並びに地産地消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう、家庭、学校・保育所、地域等のさまざまな分野で食育※を推進します。

○ 現状と課題

- ・近年の社会情勢の変化により食生活スタイルの変化と食の多様化が進み、栄養の偏り、朝ごはんの欠食に代表されるような不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など、食に関する様々な問題が生じています。
- ・こうした問題については、社会情勢の変化を背景に個人の意識の変化にも起因するものだけに、短期間に解決することは難しく、生涯にわたるライフステージに対応した食育として粘り強く取り組むことが必要です。
- ・特に次世代を担う子どもたちの健全な育成が重要です。子どもたちの健全な食生活の営みは、人々の生活の基盤であり各ライフステージの人々が生活する、家庭において培われることが期待されます。しかしながら、核家族化などの社会情勢の変化が食の多様化と相まって、家庭での食育が十分になされていない現状があります。

○ 取組の方向

- ・「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンに取り組み、子どもや保護者に対する普及啓発の充実に努めます。
- ・県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の活動の充実ににより、地域等における食育推進を図ります。
- ・次世代を担う子供たちの健全な育成のため、学校、保育所、幼稚園等における食育の充実に努めます。
- ・子どもから成人、高齢者に至るまで、消費者教育とも連携しながらライフステージに応じた間断ない食育を推進します。

事業名：“食で育む” 佐賀の食育推進事業費ほか



参考となる主な指標

- ・「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合
 - 〔小学生男子〕 91.4%（平成29年度（2017年度））
 - 〔小学生女子〕 90.9%（平成29年度（2017年度））
 - 〔中学生男子〕 92.3%（平成29年度（2017年度））
 - 〔中学生女子〕 88.5%（平成29年度（2017年度））
- ・「食育ネットワークさが」の会員数 250団体（平成29年度（2017年度））
- ・学校給食における県産農林水産物の利用割合 44.2%（平成29年度（2017年度））
- ・健康づくり協力店登録数 1,059店（平成29年度（2017年度））

(食育及び地産地消の推進を通じた取組)

第22条

- 2 県は、地産地消の推進を通じ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における相互理解の促進を図り、県産農林水産物の安全性に対する信頼の向上に努めるものとする。
- 3 食育及び消費者教育に関わる者は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育及び地産地消の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育並びに地産地消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

生産者と消費者、農産物直売所や給食等の関係者、食品関連事業者などが相互理解と連携を深めていくことで、地産地消※を推進します。

○ 現状と課題

- ・地産地消では、消費者（消費地）は、生産者の顔が見えて食材に対する信頼感が高まるとともに、地元産の新鮮な食材を購入する機会が増えることなどにつながります。一方で、生産者（生産地）にとっては、消費者の顔が見えることで、生産意欲の向上につながるとともに、出荷する農林水産物に対する責任感が高まります。
- ・こうした中で、県内の直売所の現状は、大型直売所（道の駅）の建設は市町等の主導で計画されているため、今後も増える見込みですが、小規模直売所は出荷者の高齢化や大規模直売所の建設に伴う統合などにより減少することが予想され、全体的には、農産物直売所が増加する見込みは低いと思われます。
- ・しかし、農産物直売所以外の体験観光農園、農家レストラン、農家民宿等の開設により、県民が地場産の農産物や加工品に触れる機会は増えると思われます。

○ 取組の方向

- ・県産農林水産物の購入・利用を促進するため、農産物直売所、農家レストラン、観光体験農園などを増やす取組や、農産物直売所、観光体験農園等にカフェを併設したり、アプリによるスタンプラリーを実施するなど施設の利用機会を増やすための取組を推進します。
- ・県内の農産物直売所や農家レストラン、体験観光農園などに関する情報を消費者等に知っていただくため、インターネット（HP「さが農村ひろば」、FB「さが農村」など）を通じた情報発信を推進します。
- ・県産農林水産物の県内飲食店、旅館、学校、病院・福祉施設、食品製造業への利活用を促進するため、生産者や食品関連事業者、栄養士等に積極的に情報提供を行うとともに、相互理解と連携強化に向けた現地見学会・体験交流会の開催等を推進します。
- ・佐賀の農業や農産物、農村を応援してもらう個人や団体、企業などを「さが食・農・むらサポーター」として登録し、メルマガによる情報提供を行うとともに、積極的な県産農産物の愛用や農村でのイベント等に参加してもらうことにより、口コミやブログなどでPRしてもらい、佐賀の農林水産物のファンづくりを推進します。

参考となる主な指標

・地産地消拠点施設数 365か所（平成29年度（2017年度））
（県農政企画課調査）

※地産地消拠点施設：農産物直売所、農産加工施設、体験観光農園、農家レストラン、農家民宿の合計数

3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等

(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備

【生活衛生課】

(危機管理体制の整備)

第12条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(危害情報の申出)

第24条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

食品に起因する危害が発生した場合には、迅速に情報が伝達され、健康被害の発生及び危害の拡大を防止する適切な対応が取られるよう、危機管理体制の整備、充実を図ります。

○ 現状と課題

- ・ 食中毒など、食品に起因する健康被害が発生した場合には、新たな健康被害の発生や被害の拡大を防止するため、迅速な対応が必要です。
- ・ また、危害の再発を防止するためには、危害が発生した原因を究明し、必要に応じ原因施設の改善、原因食品の排除、注意喚起などを適切に行う必要があります。
- ・ 保健福祉事務所では、日頃から、県民や食関連事業者から寄せられる食品に起因する健康被害に関する情報に迅速に対応するための休日・夜間の連絡体制を整備しています。

食中毒等	佐賀県健康危機管理基本マニュアル
	佐賀県食中毒対策要綱
	佐賀県食中毒処理要領
家畜伝染病等	伝達性海綿状脳症（TSE）検査実施要領

○ 取組の方向

- ・ 食中毒等の健康被害が発生した場合には、「佐賀県健康危機管理基本マニュアル」や「佐賀県食中毒対策要綱」及び「佐賀県食中毒処理要領」に基づき、関係機関と密接な連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図ります。

県民の役割

- ・食中毒等の食品に起因した健康被害が生じたときは、迅速に最寄りの保健福祉事務所に通報又は相談します。

食品関連事業者の役割

- ・健康被害の申し出や連絡があった際には、早急に現状の把握と適切な対策を講ずるとともに、管轄の保健福祉事務所に報告を行います。
- ・危機事案への行政への協力等の役割について理解し、保健福祉事務所が行う調査に協力するとともに、原因の究明や消費者への相談等に誠意を持って対応します。

県の役割

- ・日頃から、関係機関の危機管理意識の向上を図るとともに、迅速に対応できる体制の整備に努めます。
- ・危機情報を入手した際には、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図ります。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

(施策の提案)

第10条 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

(基本計画)

第8条

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

県民からの施策の提案制度やパブリックコメントなどにより広く県民の意見を把握し、施策への反映に努め、生産者・事業者、消費者等の連携した取り組みを進めます。

① 県民からの施策の提案制度

○ 現状と課題

- ・ 県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があったときは、当該提案について検討を行い、その提案者に対して結果を通知するとともに、その内容を公表します。
- ・ 本計画や佐賀県食品衛生監視指導計画など食品等に関する県の重要な計画については、パブリックコメント（県民意見提出手続）を実施していきます。

○ 取組の方向

- ・ 施策の提案制度やパブリックコメントなどにより、広く県民の意見を取り入れていきます。

② 佐賀県食品安全推進会議の設置・運営

○ 現状と課題

- ・ 平成15年（2003年）の食品安全基本法の制定後、生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者からなる「佐賀県食品安全推進会議」を設置しました。
- ・ 推進会議では、食品の安全性の確保及び食品表示の適正化を図るための対策に関すること、関係者相互間の情報及び意見の交換に関することに加え、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画（基本計画）の策定・変更に関すること、基本計画に基づく施策の実施状況に関することを協議します。

○ 取組の方向

- ・ 推進会議の構成団体等による連携をすすめ、各団体の取組等の情報を共有化するなど、生産者・事業者、消費者等が密接に連携した取り組みを推進します。

事業名：佐賀県食品安全推進会議開催費

(3) 国、地方公共団体、関係団体等との連携

【生活衛生課、くらしの安全安心課、関係各課】

(国、地方公共団体、関係団体等との連携)

第21条 県は、食の安全・安心の確保に関し、国及び他の地方公共団体との情報共有、意見交換及び連携に努めるものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保のための施策を推進するに当たり、生産者、食品関連事業者及び県民が組織する団体等との連携に努めるものとする。

食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、関係団体等との連携にも努めます。

○ 現状と課題

- ・ 内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁など国との連携や、全国食品安全自治ネットワーク会議、九州・山口地域食の安全・安心連携会議を通じて他の都道府県との連携を図ってきました。

○ 取組の方向

- ・ 食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に実施するため、今後も、内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携や、全国食品安全自治ネットワーク会議、九州・山口地域食の安全・安心連携会議を通じて他の都道府県との連携に努めます。
- ・ 県内各市町とも情報の提供などの連携に努めます。
- ・ 食育や、地産地消の活動など、生産者、食品関連事業者の団体や、食育や地産地消の活動等を行う団体との連携にも努めます。

